

●香川県告示第131号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(調定時期の特例) 第3条 略</p> <p>(1)～(5) 略 <u>(6) 小豆島中央高等学校の生徒寮の利用に係る光熱水費</u></p> <p>(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの) 第4条 略</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 国又は地方公共団体が納付する高等技術学校の使用料のうち前納が困難であるもの及び高等技術学校の使用料のうち<u>あらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料、高等技術学校における実技訓練により生じる生產品の売払代金その他前納が困難であるもの</u></p> <p>(4)～(24) 略 <u>(25) 新規産業創出支援センター（以下この号において「センター」という。）の使用料及び手数料のうち次に掲げるもの</u> ア 国又は地方公共団体が納付するセンターの使用料のうち前納が困難であるもの イ <u>香川県新規産業創出支援センター規則（平成11年香川県規則第43号。以下この号において「規則」という。）別表第1に規定する使用料及び規則別表第2に規定する手数料</u> ウ <u>規則別表第3に規定する使用料のうちあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料その他前納が困難であるもの</u> エ <u>センターの手数料のうち試験成績書正本又は試験成績書謄本の手数</u></p>	<p>(調定時期の特例) 第3条 規則第20条第3項ただし書に規定する別に定める歳入は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略</p> <p>(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの) 第4条 規則第25条第1項に規定する特に定める場合は、次に掲げるものを納付する場合とする。 (1)・(2) 略 (3) 国又は地方公共団体が納付する高等技術学校の使用料のうち前納が困難であるもの及び高等技術学校の使用料のうち<u>その納付に係る納入通知書に記載する納期限が、規則第28条第2項の規定により、その利用をする日以後の日となるもの並びに高等技術学校における実技訓練により生じる生產品の売払代金</u></p> <p>(4)～(24) 略 <u>(25) 国又は地方公共団体が納付する新規産業創出支援センター（以下この号において「センター」という。）の使用料のうち前納が困難であるもの、センターの使用料のうちその納付に係る納入通知書に記載する納期限が、規則第28条第2項の規定により、その利用をする日以後の日となるもの及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合のセンターの電磁環境試験設備使用料並びにセンターの電磁波特性試験手数料</u></p>

料

(26)～(31) 略

(32) 国又は地方公共団体が納付するサンポート高松交流拠点施設のうち、国際会議場、展示場、多目的広場、大型テント広場、アート広場及び駐車場（回数券により利用する場合に限る。）の使用料のうち前納が困難であるもの及び香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成15年香川県規則第34号）別表第1第2号から第4号までに規定する使用料

(33)～(37) 略

(38) 科学技術研究センターの使用料のうち香川県科学技術研究センター規則（平成12年香川県規則第146号）別表に規定する機器使用料

(39) 略

(40) 産業技術センターの使用料のうちあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の機器使用料並びに産業技術センターの手数料のうちあらかじめ依頼を受けた件数を超えて行う場合の硬さ分布試験、塩水噴霧試験、塩水噴霧サイクル試験及び耐候性試験、あらかじめ依頼を受けた測定数を超えて行う場合の耐寒試験及び凍結融解試験並びにあらかじめ依頼を受けた時間を超えて行う場合の機器操作指導の手数料

(41)～(45) 略

（別に定める場合の納入通知書）

第5条 略

(1) 高等学校の授業料、農業経営高等学校及び高松北中学校の給食費又は小豆島中央高等学校の生徒寮の利用に係る光熱水費に係る調定をした場合であって、納入者が現金による納付を希望しているとき。 第1号様式

(2)・(3) 略

(26)～(31) 略

(32) 国又は地方公共団体が納付するサンポート高松交流拠点施設のうち、国際会議場、展示場、多目的広場、大型テント広場、アート広場及び駐車場（回数券により利用する場合に限る。）の使用料のうち前納が困難であるもの、国又は地方公共団体以外の者が納付する同施設のうち、国際会議場、展示場、多目的広場、大型テント広場及びアート広場の使用料のうちその納付に係る納入通知書に記載する納期限が、規則第28条第2項の規定により、その利用をする日以後の日となるもの並びに香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成15年香川県規則第34号）別表第1第2号から第4号までに規定する使用料

(33)～(37) 略

(38) 科学技術研究センターの使用料のうちその納付に係る納入通知書に記載する納期限が、規則第28条第2項の規定により、その利用をする日以後の日となるもの及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の科学技術研究センターの機器使用料

(39) 略

(40) 産業技術センターの使用料のうちあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の機器使用料並びに産業技術センターの手数料のうちあらかじめ依頼を受けた件数を超えて行う場合の塩水噴霧試験、塩水噴霧サイクル試験及び耐候性試験、あらかじめ依頼を受けた測定数を超えて行う場合の耐寒試験及び凍結融解試験並びにあらかじめ依頼を受けた時間を超えて行う場合の機器操作指導の手数料

(41)～(45) 略

（別に定める場合の納入通知書）

第5条 規則第28条第1項に規定する別に定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する別に定める納入通知書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 高等学校の授業料又は農業経営高等学校及び高松北中学校の給食費に係る調定をした場合であって、納入者が現金による納付を希望しているとき。 第1号様式

(2)・(3) 略

(口頭等による納入の通知をすることができる収入)

第6条 略

(1)～(15) 略

(16) 特別支援学校の行事等において給食の提供を受ける保護者等から徴収する当該給食に係る代金及び特別支援学校の校外宿泊学習における野外炊事等に係る食材等の代金

第1号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

納 入 通 知 書

第	号	年度歳入	会計	第	学年	組	氏名	納	
金額		納入目的 授業料 (給食費等)							
月額		円をその月の 日までに (指定金融機関等名) へ納付してください。							
		年 月 日							
		収支命令者 印							
月別	領収日付印	月別	領収日付印	月別	領収日付印	月別	領収日付印	月別	領収日付印
3月分		2月分		1月分		12月分		11月分	
9月分		8月分		7月分		6月分		5月分	

授業料等納付箋	授業料等納付箋	授業料等納付箋	授業料等納付箋
授業料 (給食費等)	授業料 (給食費等)	授業料 (給食費等)	授業料 (給食費等)
年度歳入	年度歳入	年度歳入	年度歳入
領収日付印	領収日付印	領収日付印	領収日付印
3月分	2月分	11月分	10月分
第学年組	第学年組	第学年組	第学年組
第号	第号	第号	第号
氏名	氏名	氏名	氏名

中

授業料等納付箋	授業料等納付箋	授業料等納付箋	授業料等納付箋
授業料 (給食費等)	授業料 (給食費等)	授業料 (給食費等)	授業料 (給食費等)
年度歳入	年度歳入	年度歳入	年度歳入
領収日付印	領収日付印	領収日付印	領収日付印
9月分	8月分	5月分	4月分
第学年組	第学年組	第学年組	第学年組
第号	第号	第号	第号
氏名	氏名	氏名	氏名

略

備考 指定金融機関等において現金を領収したときは、指定金融機関等の領収日付印を押し、納入者に納入通知書を返付するとともに、授業料等納付箋は1日分を取りまとめ、授業料等領収済通知書に添付して、所の出納員及び収支命令者に送付すること。

(口頭等による納入の通知をすることができる収入)

第6条 規則第29条第12号に規定する別に定める収入は、次のとおりとする。

(1)～(15) 略

(16) 特別支援学校の行事等において給食の提供を受ける保護者等から徴収する当該給食に係る代金

第1号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

納 入 通 知 書

第	号	年度歳入	会計	第	学年	組	氏名	納	
金額		納入目的 授業料 (給食費)							
月額		円をその月の 日までに (指定金融機関等名) へ納付してください。							
		年 月 日							
		収支命令者 印							
月別	領収日付印	月別	領収日付印	月別	領収日付印	月別	領収日付印	月別	領収日付印
3月分		2月分		1月分		12月分		11月分	
9月分		8月分		7月分		6月分		5月分	

授業料等納付箋	授業料等納付箋	授業料等納付箋	授業料等納付箋
授業料 (給食費)	授業料 (給食費)	授業料 (給食費)	授業料 (給食費)
年度歳入	年度歳入	年度歳入	年度歳入
領収日付印	領収日付印	領収日付印	領収日付印
3月分	2月分	11月分	10月分
第学年組	第学年組	第学年組	第学年組
第号	第号	第号	第号
氏名	氏名	氏名	氏名

中

授業料等納付箋	授業料等納付箋	授業料等納付箋	授業料等納付箋
授業料 (給食費)	授業料 (給食費)	授業料 (給食費)	授業料 (給食費)
年度歳入	年度歳入	年度歳入	年度歳入
領収日付印	領収日付印	領収日付印	領収日付印
9月分	8月分	5月分	4月分
第学年組	第学年組	第学年組	第学年組
第号	第号	第号	第号
氏名	氏名	氏名	氏名

略

備考 指定金融機関等において現金を領収したときは、指定金融機関等の領収日付印を押し、納入者に納入通知書を返付するとともに、授業料等納付箋は1日分を取りまとめ、授業料等領収済通知書に添付して、所の出納員及び収支命令者に送付すること。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。